

伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4  
条第1項第1号ウに規定する第1号生活支援事業の実施に関する要  
綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成28年伊勢原市規則第18号)第4条第1項第1号ウに規定する第1号生活支援事業(以下「生活支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 生活支援事業の類型は、次のとおりとする。

- (1) 配食サービス事業 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の62の7第1号に掲げる支援を行う事業をいう。
- (2) 見守りサービス事業 省令第140条の62の7第2号に掲げる支援を行う事業をいう。

2 前項各号に掲げる事業のほか、市長は、地域の実情を勘案し、必要と認めるときは、省令第140条の62の7第3号に掲げる支援を行うものとする。

(利用料)

第3条 生活支援事業の利用料は、利用者の負担能力等及び当該利用料に係る事業の内容を勘案して市長が別に定める額とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、生活支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。